



宮古島市空き家等利活用若者定住促進事業補助金 概要



④ 制度の目的

市内の空き家等を有効利用し、子育て世帯や若年夫婦が将来を安心して計画できる住環境を整備していくことを促進するため、住宅改修費用の一部を補助します



⑤ 対象となる方

自分で住む場合

- ✓ 子育て夫婦世帯又は若年夫婦
- ✓ 夫婦どちらかが、過去に3年以上宮古島市に住んでいること
- ✓ 工事終了して10年以上住むこと

貸す場合

- ✓ 子育て夫婦世帯又は若年夫婦へ規定条件内で賃貸すること
- ✓ 10年間は住宅として賃貸すること
- ✓ 宅地建物取引業者を通して貸すこと

※その他、税金の滞納がないことなどの条件があります。



⑥ 補助の内容

対象となる工事

屋根・外壁・内装・お風呂・トイレなど、住むために必要な工事が対象です。

対象外の工事

家の購入、土地の購入、解体工事、太陽光パネルの設置などは対象外です。



補助金の額

工事にかかった費用の2/3を補助します。

上限 500万円

※1,000円未満は切り捨て



⑦ 主な条件



工事が終わってから10年間は住む（または貸す）こと



工事は、交付決定後40日以内に始めてください。



工事の前・中・後の写真を撮って提出します。



年に1回、その後の状況を報告します。

⑧ 申請から補助金を受け取るまでの流れ

① 申請



必要な書類をそろえて、市に申請します。

② 審査・決定



市が審査し、補助の可否を決定します。

③ 工事着手



決定後、40日以内に工事を始めます。

④ 工事完了・報告



工事が終わったら、写真や書類をそろえて市へ報告します。

⑤ 審査・確定



市が内容を確認し、補助金の額を確定します。

⑥ 請求



補助金の請求書を提出します。

⑦ 補助金の交付



市から指定の口座へ振り込まれます。

⑨ その他のポイント



不正があった場合補助金の返還を求められることがあります。



対象となる空き家等
・築10年以上・40㎡以上
・昭和56年6月以降の物件



気をつけること
申請内容や工事内容を変更する場合は、事前に市の承認が必要です。

お問い合わせ

宮古島市 ふるさと創生課までご相談ください。
☎ 0980-79-9707